

出張報告書	幹 事 長 印	経 理 責 任 者 印

平成 29 年 8 月 15 日

幹事長
重光 俊則 殿

出張者氏名 重光 俊則 印

下記のとおり報告します。

1. 出張先 京都テルサ（京都市南区下殿田 90）
2. 出張日時 平成 29 年 8 月 8 日（水）
3. 出張用務（宿泊を要する場合はその事由）
地方議会総合研究所研修会「議員力・議会力レベルアップ」講座に出席
4. 旅費等

[1] 研修会参加費	15,000 円
[2] 旅費	3,790 円
JR 日根野 ～ 京都	
往復乗車券 2,820 円+特急片道 970 円	
[3] 日当	900 円
[4] 振込手数料	540 円
<u>総計 20,230 円</u>	

5. 報告
議会議員研修会「効果的な予算・決算審議を考える」講座

8 月 8 日 10:00～12:30	効果的な予算・決算審議を考える
---------------------	-----------------

講師：広瀬 和彦（地方議会総合研究所代表取締役、明治大学経済学部講師）

＜詳細は別紙＞

議会議員研修会「効果的な予算・決算審議を考える」

1. 予算の種類と内容

- ① 予算の意義と策定の必要性
- ② 予算の種類（当初予算、補正予算、暫定予算）
- ③ 一般会計と特別会計
- ④ 予算の内容

2. 提出時期と提出資料

- ① 提出時期（地方自治法211条1項）：予算執行の都道府県・政令市は29日前、その他市町村は19日前）
- ② 補正予算提出時期
- ③ 予算に関する提出資料：議長は長に対して予算編成過程の資料を要求することはできない。（提示している自治体もある）
- ④ わかりやすい予算説明書（多治見市など）

3. 予算の審議方法

- ① 議決権：議会は減額修正はいくらでもできる。議会には予算提案権もある。
- ② 予算委対する再議：原案可決の時再議はできない。
- ③ 予算審議手法：予算審議は常任委員会であるのが正常である。約半数の自治体が特別委員会で審議している。「予算は不可分であり、2以上の委員会で分割審査すべきものではない」

4. 予算編成過程への関与

- ① 長は予算編成過程を提出しなくて良い。富士見市は予算編成過程を公表している。

5. 予算委員会と正副議長の取り扱い：地方自治法上、委員会に議長・副議長が就任することを禁止する明文はない。しかし、議長が委員として案件に対し可否を表明することは中立公平性を害する恐れがある。（議長を含める議会と含めない議会がある）

6. 予算に対する修正：

- ① 議会は、予算を否決又は修正して議決できる。
- ② 議会が予算を否決した場合には、長は再議に付さなければならない。
- ③ 減額修正はも問題となることはない。
- ④ 増額修正で、総額を修正せずに科目相互間で増減額する場合問題は少ない。
- ⑤ 当該予算の趣旨を損なうような増額修正をすることは、長の発案権の侵害になる。
- ⑥ 予算修正動議の実例：田川市、明石市、四日市市など）
- ⑦ 修正動議の提出時期は、本会議で予算の提案理由説明後に、議長に対し議員が提出するのは委員会無視になる。本会議における修正動議は、委員会審査終了後、委員長報告後、討論開始までに提出することとなっている。修正動議は予算に付随するものなので、一

括議題西、両者に対して討論を行った後採決するのが一般的。

- ⑧ 当初予算を年度開始前に議決しない場合には、長が専決処分することも理論的には可能。

7. 補正予算の修正

- ① 補正予算のうち補正に関する部分のみが増額修正の対象である。

8. 予算に対する修正以外の議会の意思の表示

- ① 予算組替え動議：議員の求める修正事項について、長がこれを認めて予算を再提出することを求める動議
- ② 予算組替え動議の要件と形式：規定の定数以上の賛成者が必要（事例：川崎市、明石市）
- ③ 予算組替え動議の効果と長の対応：法的に何ら措置の必要はない。→ 長は動議を尊重し、予算を撤回し、修正したあと再提出する。
- ④ 予算に対する附帯決議：附帯決議は対象となった案件が可決した後で議題となる。（事例：高浜市、広島市）。議会は、執行機関の対応措置を逐次追跡し、内容の実現に努力する義務がある。
- ⑤ 予算の執行留保決議：朝来市。

9. 議会における事務事業評価の事例

- ① 平成28年度多摩川市議会施策評価
- ② 平成28年度加古川市議会事務事業評価

10. 監査委員の決算に対する質問・質疑の是非

- ① 監査委員が決算審議で除籍されることはない。ただし、監査委員として知り得た事実に基づいて質問・質疑をすると、地方公務員法第34条（知り得た秘密を漏らしてはならない）に違反する。

<感想>

- [1] 予算の修正手続きは非常に参考になった。
- [2] 予算の修正動議の提出の仕方は参考になった。
- [3] 議会の事務事業評価や施策評価は非常に参考になった。
- [4] 監査委員と決算審査の関係について勉強になった。



領収証

No.

重光 俊則 様

平成 29 年 8 月 8 日

金額 **¥15,000**

内
消費税等

但 8月8日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

現金	

収入印紙

〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所



係

貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・貯金払戻請求書に記載された口座から貯金を払い戻して振り込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 29年07月13日
 起算日 指定日 取組日
 お振込方法 電話 文書

お振込先 ▼金融機関名（漢字・左づめ）先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協
 みずほ銀行
 ▼店舗名（漢字・左づめ）先頭から9文字分ご記入ください。
 麹町支店

お受取人 貯金種目 普通 当座 貯蓄 他
 口座番号 (左づめ) 1314699
 金額 ￥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一
 15,000 円
 フリガナ おなまえ カ)4ホウキ"カインウコ"ウケシキユウシ"ヨ
 (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。
 手数料 (税込) 540 円
 手数料徴収区分 1.即納 2.後納
 1 9.不要

ご依頼人 フリガナ おなまえ シ"ミツトシ/リ
 (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。
 おこころ 590 - 045695
 様から 大正府前郡熊取町野田 1-1-1
 日中のご連絡先 0724522253
 必ずご記入ください。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
 この振込受付書（兼手数料受取書）は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。



取扱店